

(3) 今後の社会教育委員について

令和6年度第2回社会教育委員定例会

そもそも、社会教育とは？

- ▶ 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(教育基本法 第12条)

→教育基本法では、社会教育の振興について記載があるが、社会教育がどのようなものなのかという記載はない。

そもそも、社会教育とは？

- ▶ 「社会教育」とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（社会教育法 第2条）

→公民館講座、夏期大学、図書館や博物館での活動、体育など

※社会教育審議会答申（昭和46年）では、社会教育を「各種の学習を教育的に高める活動を総称するもの」と唱えています。

→反社会的な教育活動は社会教育から除外。

※家庭教育については、社会教育に含む場合と、含まない場合があります。

そもそも、社会教育とは？

- これまでの法律や答申をもとにいえば

社会教育とは、「学校外教育活動」として、社会（生活のあらゆる機会と場）において、国民の一生涯あるいは生涯の各時期において、「組織的」で「教育的に高める活動」

ということになります。

社会教育委員とは？

- ➡ 社会教育法の策定者の一人であった寺中作雄は、社会教育委員を「社会教育委員の制度は、民間人で社会教育に優れた意見を有する人びとの卓見良識を社会教育の施策の上に実現せしめようとするもの」と位置付けた。
- ➡ 社会教育委員は、「社会教育法」に規定され、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を果たしています。（文部科学省 ホームページ）

社会教育委員とは？

- ▶ 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。
2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。
(社会教育法 第15条)
- ▶ 委嘱の基準については、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとされている。
(社会教育法 第18条および文部科学省令)

※社会教育委員の身分は、非常勤の地方公務員となります。

社会教育委員とは？

- 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。
 - 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

社会教育委員とは？

- ▶ 社会教育の振興に関する提言書の作成・提出（松本市）
- ▶ それぞれの委員が個々に社会教育に関して調査・研究をし、情報交換や意見交換を委員同士で行う（中野市）
- ▶ 生涯学習推進計画について、年度ごとの目標の決定（安曇野市）
- ▶ 市内で行われるイベントや講演会、社会教育関係事業へ委員がそれぞれ出席し、活動内容や感想等をレポートとして提出。集めたものを社会教育委員定例会の中で共有するとともに、市内の活動情報誌として刊行（伊那市）

→それぞれの市町村の社会教育を振興するため、日々の活動に加え、調査・研究を行い、お互いに学びを共有し深めるとともに、様々なイベントへ参加いただき、実情を知り、その後の活動へ活かしていくといったような活動を行っている。



今日話していただきたい内容

- これまでの軽井沢町社会教育委員会会議を見直し、今後の活動方針を皆様と事務局で考えていきたい。
- 社会教育をより進行していくために、会議の進め方やタイミング、協議内容について検討したい。

→どのようにしたら、よりよい会議とできるかを、一緒に検討したい。



これまでの社会教育委員会議

- ▶ 5～6月

第1回社会教育委員定例会

- ・前年度の活動報告

- ▶ 11月～12月

第2回社会教育委員定例会

- ・本年度の中間報告
- ・次年度の活動計画

- ▶ その他

社会教育振興事業の意見聴取や図書館運営協議会との意見交換等

これから社会教育委員の活動をどうしていくか

- ▶ 皆様より、今後の社会教育委員の方向性や実施方法等の意見をいただきたい。
- ▶ ただ、急には難しい・・・
- ▶ ①自分のやっている社会教育活動や日頃の活動、委員会等を含めた自己紹介
- ▶ ②今後、社会教育を推進していくうえで、必要な支援や提供方法など活動に際して重要となるテーマ等



これから社会教育委員の活動をどうしていくか

- ▶ ③②を実行・実現するにあたり、社会教育委員の会議で取り上げるべきことや開催方法、タイミング等



今後の予定

- 今回いただいた意見を拝見させていただき、事務局で今後の方向性や実施方法を検討させていただきます。
 - 2月頃、社会教育委員臨時会を開催させていただき、次年度以降の進め方を皆様と共有させていただきます。
- 



Fin~